

令和6年（2024年）

第4回可児市議会定例会議案

令和6年8月21日

目 次

認定第1号	令和5年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について	1
認定第2号	令和5年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	1
認定第3号	令和5年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	2
認定第4号	令和5年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	2
認定第5号	令和5年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	3
認定第6号	令和5年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	3
認定第7号	令和5年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第8号	令和5年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第9号	令和5年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第10号	令和5年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第11号	令和5年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について	6
認定第12号	令和5年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について	6
認定第13号	令和5年度可児市水道事業会計決算認定について	7
認定第14号	令和5年度可児市下水道事業会計決算認定について	7
議案第61号	令和6年度可児市一般会計補正予算（第2号）について	8
議案第62号	令和6年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	8
議案第63号	令和6年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	9
議案第64号	令和6年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）について	9
議案第65号	令和6年度可児市下水道事業会計補正予算（第1号）について	10
議案第66号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	11
議案第67号	可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第68号	可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20
議案第69号	可児市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22
議案第70号	可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	24
議案第71号	土田財産区管理委員の選任について	25
議案第72号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	26
議案第73号	教育委員会委員の任命について	27

議案第74号	人権擁護委員候補者の推薦について	28
議案第75号	財産の取得について	29
議案第76号	財産の処分について	30
議案第77号	令和5年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	31
議案第78号	令和5年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ て	32

認定第1号

令和5年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について

令和5年度可児市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第2号

令和5年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和5年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第3号

令和5年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和5年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第4号

令和5年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和5年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第5号

令和5年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和5年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第6号

令和5年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和5年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第7号

令和5年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和5年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第8号

令和5年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和5年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第9号

令和5年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和5年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第10号

令和5年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和5年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第11号

令和5年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和5年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第12号

令和5年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和5年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第13号

令和5年度可児市水道事業会計決算認定について

令和5年度可児市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第14号

令和5年度可児市下水道事業会計決算認定について

令和5年度可児市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第61号

令和6年度可児市一般会計補正予算（第2号）について

令和6年度可児市一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第62号

令和6年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第63号

令和6年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第64号

令和6年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正
予算（第2号）について

令和6年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第65号

令和6年度可児市下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和6年度可児市下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第66号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(可児市議会個人情報保護条例の一部改正)

第1条 可児市議会個人情報保護条例(令和5年可児市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第53条 事務局職員若しくは事務局職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第53条 事務局職員若しくは事務局職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提	第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提

<p>供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 事務局職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 事務局職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>
--	--

(可児市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 可児市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年可児市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条に規定する保有個人情報を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条に規定する保有個人情報を前条の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条に規定する保有個人情報を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条に規定する保有個人情報を前条の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を</p>

<p>図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 (略)</p>	<p>図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 (略)</p>
---	--

(可児市職員の給与支給に関する条例の一部改正)

第3条 可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為</p>	<p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為</p>

<p>に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>
--	--

(可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成元年可児市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>

(可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和57年可児市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(欠格条項)	(欠格条項)
第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。	第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。
(1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者	(1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(2) (略)	(2) (略)

(可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第6条 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年可児町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(退職報償金支給の制限)	(退職報償金支給の制限)
第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。	第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。
(1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者	(1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者
(2)～(5) (略)	(2)～(5) (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とす

る。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(可児市職員の給与支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の可児市職員の給与支給に関する条例第21条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第67号

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年可児市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
実施機関	事務	実施機関	事務
1 市長	可児市福祉医療費助成に関する条例（昭和50年可児町条例第30号）による <u>子ども</u> の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	1 市長	可児市福祉医療費助成に関する条例（昭和50年可児町条例第30号）による <u>子ども</u> の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
（略）		（略）	
3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
（略）		（略）	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	

実施機関	事務	特定個人情報	実施機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
24 市長	可児市福祉医療費助成に関する条例による <u>こども</u> の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	24 市長	可児市福祉医療費助成に関する条例による <u>子ども</u> の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
(略)			(略)		
26 市長	(略)	(略)	26 市長	(略)	(略)
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの			児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		(略)			(略)
27 市長	(略)	(略)	27 市長	(略)	(略)
		可児市福祉医療費助成に関する条例による <u>こども</u> の医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの			可児市福祉医療費助成に関する条例による <u>子ども</u> の医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの
		(略)			(略)
28 市長	(略)	(略)	28 市長	(略)	(略)
		可児市福祉医療費助成に関する条例による <u>こども</u> の医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの			可児市福祉医療費助成に関する条例による <u>子ども</u> の医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの
		(略)			(略)
(略)			(略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の26の項の改正規定 令和6年10月1日

(2) 別表第1の1の項並びに別表第2の24の項、27の項及び28の項の改正規定 令和7年4月1日

議案第68号

可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

可児市福祉医療費助成に関する条例（昭和50年可児町条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>こども</u>、重度心身障がい者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>こども</u>」、「<u>重度心身障がい者</u>」、「<u>母子家庭等の母及び児童</u>」及び「<u>父子家庭の父及び児童</u>」とは、次の各号に定める者をいう。</p> <p>(1) <u>こども</u> <u>満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者</u>（次号、第3号又は第4号に該当する者を除く。）をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>子ども</u>、重度心身障がい者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>子ども</u>」、「<u>重度心身障がい者</u>」、「<u>母子家庭等の母及び児童</u>」及び「<u>父子家庭の父及び児童</u>」とは、次の各号に定める者をいう。</p> <p>(1) <u>子ども</u> <u>満18歳に達する日以後における最初の3月31日以前の者</u>（次号、第3号又は第4号に該当する者を除く。）をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

<p>(受給者)</p> <p>第3条の2 この条例により助成する医療費の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる法律の規定による被保険者、加入者及び組合員、国民健康保険法の規定による世帯主及び組合員並びに高齢者医療確保法の規定による被保険者とする。ただし、<u>こども</u>についてはその父母又はその生計を維持している者、重度心身障がい者については当該受給資格者又はその父母若しくはその生計を維持している者、母子家庭等の母及び児童については母又は養育者、父子家庭の父及び児童については父とすることができる。</p>	<p>(受給者)</p> <p>第3条の2 この条例により助成する医療費の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる法律の規定による被保険者、加入者及び組合員、国民健康保険法の規定による世帯主及び組合員並びに高齢者医療確保法の規定による被保険者とする。ただし、<u>子ども</u>についてはその父母又はその生計を維持している者、重度心身障がい者については当該受給資格者又はその父母若しくはその生計を維持している者、母子家庭等の母及び児童については母又は養育者、父子家庭の父及び児童については父とすることができる。</p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の可児市福祉医療費助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後の療養の給付等に係る助成及び支給について適用し、施行日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において、この条例による改正前の第2条第1項第1号に該当し、改正前の第6条第1項の規定による福祉医療費受給者証の交付を受けている者については、改正後の条例第5条の規定にかかわらず、同条の規定による申請がなされたものとみなす。
- 4 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

議案第69号

可児市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

可児市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年可児町条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第3章（略） 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条— <u>第16条</u> ） 付則 （目的） 第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び <u>同法施行令</u> （昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸	目次 第1章～第3章（略） 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条— <u>第15条</u> ） <u>第5章 雑則（第16条・第17条）</u> 付則 （目的） 第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び <u>災害弔慰金の支給等に関する法律施行令</u> （昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に

<p>付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p>第16条 (略)</p>	<p>対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p><u>第5章 雑則</u></p> <p><u>(支給審査委員会の設置)</u></p> <p><u>第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、可児市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p>第17条 (略)</p>
---	--

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号

可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例

可児市国民健康保険条例（昭和36年可児町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第20条 市は、世帯主が法第9条第1項又は第9項の規定による届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科することができる。	第20条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科することができる。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

議案第71号

土田財産区管理委員の選任について

次の者を土田財産区管理委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
溝口 充	可児市土田*****

議案第72号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を可児市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
加藤 幸治	可児市徳野南*****

議案第73号

教育委員会委員の任命について

次の者を可児市教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
長井 知子	可児市広見*****

議案第74号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
山矢 尚子	可児市皐ヶ丘*****
可児 一恵	可児市土田*****

議案第75号

財産の取得について

次のとおり土地を取得する。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

- 1 土地の所在地、地目、地積
可児市坂戸字明ヶ沢940番1、山林、17,365.92㎡
可児市坂戸字明ヶ沢971番、山林、463.12㎡
可児市坂戸字明ヶ沢972番3、山林、1,201.57㎡
可児市坂戸字明ヶ沢972番6、山林、165.17㎡
可児市坂戸字上野1024番1、山林、9,522.72㎡
可児市坂戸字上野1024番62、雑種地、6,759.66㎡
可児市坂戸字上野1025番1、宅地、7,952.61㎡
可児市坂戸字上野1025番31、宅地、7,839.29㎡
- 2 目的 可児市運動公園整備事業用地
- 3 方法 随意契約
- 4 価格 198,208,127円
- 5 相手方 可児市広見一丁目1番地
可児市土地開発公社 理事長 肥田 光久

議案第76号

財産の処分について

次のとおり土地を処分する。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

- 1 土地の所在地、地目、地積
可児市あけち2番、宅地、10,832.04㎡
- 2 目的 可児御嵩インターチェンジ工業団地の工場用地の分譲
- 3 方法 公募選定による随意契約
- 4 価格 373,705,380円
- 5 相手方 東京都中央区新富一丁目1番7号
Y. S. PANERIO株式会社 代表取締役 岡崎 剛久

議案第77号

令和5年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金350,934,157円を資本金に組み入れる。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第78号

令和5年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金1,017,958,018円のうち519,544,363円を資本金に組み入れ、498,413,655円を減債積立金に積み立てる。

令和6年8月21日提出

可児市長 富田 成輝